

# 石川県公報

平成 24 年 3 月 26 日 (月曜日)

号 外

(第 14 号)

## 目 次

<b>公安委員会</b>		
石川県警察の警察署協議会運営規則の一部を改正する規則	1	石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則 1
		石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 4

## 公 安 委 員 会

石川県警察の警察署協議会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

石 川 県 公 安 委 員 会

### 石川県公安委員会規則第一号

石川県警察の警察署協議会運営規則の一部を改正する規則

石川県警察の警察署協議会運営規則（平成十三年石川県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表中

松任警察署協議会	十五人
鶴来警察署協議会	六人

を「

白山警察署協議会	二十一人
----------	------

」に、

を「

輪島警察署協議会	十人
珠洲警察署協議会	十人

」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

石 川 県 公 安 委 員 会

### 石川県公安委員会規則第二号

石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

石川県警察の組織等に関する規則（昭和四十一年石川県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第五号中「けん銃」を「拳銃」に改め、同条の二第六号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、第二十九条中「署所在地」の下に「及び庁舎所在地」を加え、別表第一金沢中警察署の部田上支署の項中「田上第五十地区画整理事業施行地内一五街区」を「田上町理五八番地」に改め、寺井警察署の部根上支署の項中「赤井町」の下に「能美一丁目、能美二丁目、能美三丁目」を加え、同部根上支署の項中「字志ツ屋」を「字志ツ屋」に改め、同表松任警察署の部中「松任嶽部」を「白山嶽部」に、「白山市八ツ矢町617番地」を「白山市倉光九丁目11番地1」に改め、同部松任警察署所在地の項中「松任警察署所在地」を「白山警察署所在地」に、「白山市八ツ矢町六一七番地」を「白山市倉光九丁目一番地」に改め、同部千代野駐在所の項中「北安田町」の下に「北安田西一丁目、北安田西二丁目」を加え、同部美川支署の項の次に次のように加える。

しらやま交番 (同白山町力八八番地二)	同	右	鶴来今町、鶴来新町、鶴来清沢町、鶴来日語町、鶴来上東町、鶴来下東町、鶴来本町一丁目、鶴来本町二丁目、鶴来本町三丁目、鶴来本町四丁目、鶴来古町、鶴来水戸町、鶴来水戸町二丁目、鶴来水戸町三丁目、鶴来水戸町四丁目、鶴来知守町、鶴来大國町、鶴来朝日町、月橋町、白山町、中島町、三宮町、八幡町、日吉町、鶴来後山、鶴来千原
日向駐在所 (同日向町イ一五番地一)	同	右	日向町、井口町、明法島町、大竹町、中ノ郷町、七原町、深瀬新町、柴木町(乙、丙の部を除く)、安養寺町、鶴来桑島町、行町、明島町、森島町
道法寺駐在所 (同道法寺町ホ六一番地五)	同	右	道法寺町、荒屋町、知気寺町、坂尻町、寛谷町、熱野町、部入道町、日御子町、小柳町、明光一丁目、明光二丁目、明光三丁目、明光四丁目、寛光寺町、柴木町(乙、丙の部)、柴木一丁目
河内駐在所 (同河内町福岡盛一〇一番地一)	同	右	河内町中直海、河内町福岡、河内町きりの里、河内町ふしが丘、河内町江津、河内町吉岡、河内町口直海、河内町久保、河内町吹上、河内町板尾、河内町金間、河内町下折、河内町内尾、河内町奥池、河合町、広瀬町、瀬木野町
鳥越駐在所 (同別宮町丙二六番地二)	同	右	別宮町、別宮出町、出宮町、三坂町、杉森町、相澤町、渡津町、神子清水町、野地町、柳原町、五十谷町、左磯町、三ツ瀬町、阿手町、敷瀬町、若原町、上野町、下野町、釜清水町
吉野谷駐在所 (同吉野力八九番地一)	同	右	吉野、佐良、瀬波、市原、木滑、木滑新、上吉谷町、下吉谷町、西佐良町、三ツ屋野町、河原山町
尾口駐在所 (同瀬戸西一番地一)	同	右	瀬戸、荒谷、尾添、女原、東二口、揚ヶ谷、深瀬、釜谷、五味島、中宮、仏師ヶ野町
白峰駐在所 (同白峰八一〇五番一)	同	右	白峰、桑島、下田原

別表第一白山警察署の部野々市交番の項中「字二日市町」を「二日市町」に、「字三日市町、字徳用町、字郷町、字柳町、字蓮花寺町、字田尻町」を「三日市町、徳用町、郷町、柳町、蓮花寺町、田尻町」に、「字位川、字三納」を「位川、三納一丁目、三納二丁目、三納三丁目」に改め、同部野々市南交番の項中「同藤平一三八番地の一」を「同藤平一三八番地一」に改め、同表鶴来警察署の部及び穴水警察署の部を削り、同表輪島警察署の部二係駐在所の項中「二係駐在所」を「大屋駐在所」に改め、同部船倉島駐在所の項の次に次のように加える。

門前交番 (同門前町走出六部九〇番二)	同	右	門前町門前、門前町走出、門前町日野尾、門前町広瀬、門前町深田、門前町広岡、門前町銀、門前町清水、門前町小石、門前町植戸、門前町上河内、門前町猿橋、門前町小滝、門前町鬼屋、門前町西中尾、門前町和田、門前町栃木、門前町本市、門前町鍵川、門前町堀腰、門前町東大町、門前町別所、門前町貝吹、門前町荒屋、門前町定広、門前町長井坂、門前町地原、門前町百成、門前町二又川、門前町谷口、門前町嶺、門前町四位、門前町能納屋、門前町原、門前町滝上、門前町内保、門前町本内、門前町平、門前町俊兼、門前町高根尾、門前町風原
浦上駐在所 (同門前町浦上九の五六番地の一)	同	右	門前町浅生田、門前町中野屋、門前町浦上、門前町宮古場、門前町西巴山、門前町山辺、門前町安代原、門前町田村、門前町八幡
皆月駐在所 (同門前町皆月一九三番地三)	同	右	門前町皆月、門前町餅田、門前町鶴山、門前町中谷内、門前町大滝、門前町五十洲、門前町吉浦、門前町矢徳、門前町小杉、門前町樽見、門前町井守上坂、門前町薄野、門前町暮坂、門前町百成大角間

道下駐在所 (同門前町道下二五の二一八番三)	同 右	門前町黒島町、門前町鹿磯、門前町深見、門前町六郎木、門前町道下、門前町勝田、門前町大生
劔地駐在所 (同門前町劔地老の一番地の六)	同 右	門前町劔地、門前町大泊、門前町腰細、門前町黒岩、門前町入山、門前町渡瀬、門前町飯川谷、門前町細分、門前町馬場、門前町大釜、門前町木原月、門前町神明原、門前町馬渡、門前町滝町、門前町清次、門前町西中谷、門前町切狭、門前町久川、門前町上代、門前町突、門前町赤神、門前町椎木、門前町小山、門前町大切、門前町白禿、門前町江崎、門前町二又、門前町山是清、門前町藤浜、門前町池田、門前町長清、門前町北川、門前町十代、門前町南、門前町中田、門前町鍛冶屋、門前町新町分
穴水庁舎所在地 (鳳珠郡穴水町字川島力四番地一)	鳳珠郡穴水町の内	字川島、字小又、字平野、字上野、字此木、字地藏坊、字妻ヶ浦、字七海、字北七海、字大町、字天神谷、字由比ヶ丘、字内浦、字河内、字字留地、字大角間、字上中、字柱谷、字越渡、字汁谷、字鹿路、字狹石、字上唐川、字下唐川、字越の原、字眞福、字鹿島、字根木、字志ヶ浦、字新崎、字緑ヶ丘、字鶴島、字乙ヶ崎
比良駐在所 (同穴水町字比良い四五番地一)	同 右	字比良、字川尻、字岩車、字曹山、字東中谷、字菅谷、字伊久留、字樽谷、字旭ヶ丘、字中居、字中居南、字樵、字波志世、字藤巻、字木原、字瑞鳳
甲駐在所 (同穴水町字甲ノ字一六二番地一四)	同 右	字甲、字眞良、字大郷、字鹿波、字山中
護橋駐在所 (同穴水町字前波ホ一八二番地)	同 右	字沖波、字前波、字字加川、字明千寺、字花園、字古妻、字竹太

別表第一能登警察署の部を削り、同表珠洲警察署の部鶴鶴駐在所の項の次に次のように加える。

能登庁舎所在地 (鳳珠郡能登町字出津ウ字七六番地)	鳳珠郡能登町の内	字字出津、字崎山一丁目、字崎山二丁目、字崎山三丁目、字崎山四丁目、字字出津新、字字出津山分、字字出津新港一丁目、字字出津新港二丁目、字字出津新港三丁目
鵜川駐在所 (同能登町字鵜川二一五番地一)	同 右	字鵜川、字七貝、字小垣、字矢波、字波並、字黒郷
瑞穂駐在所 (同能登町字瑞穂一〇字一四二番地)	同 右	字瑞穂、字柿生、字武運、字山田、字宮地、字鯉尾、字柏木、字太田原、字俎倉、字本木
鶴町駐在所 (同能登町字鶴町一四字一番地)	同 右	字鶴町、字藤ノ瀬、字字加塚、字藤波、字曹又、字猪平、字吉野
縄文真脇駐在所 (同能登町字姫一二字三七番地一)	同 右	字真脇、字小浦、字羽根、字大沢、字姫、字姫一丁目、字姫二丁目、字姫三丁目、字羽生
柳田駐在所 (同能登町字笹川八部一四番地)	同 右	字柳田、字石井、字国光、字鴨川、字上長尾、字笹川、字鈴ヶ嶺、字小間生、字桐畑、字上町、字久田、字合鹿、字天坂

当目駐在所 (同能登町字当目 口三三番地一)	同 右	字当目、字黒川、字五十里、字十郎原、字寺分、字中斎、字五郎左門分、 字神和住、字資和、字大箱、字北河内
松波駐在所 (同能登町字松波 二九字八四番地七)	同 右	字松波、字上、字布浦、字志路、字明生、字禪光
不動寺駐在所 (同能登町字不動 寺七番地)	同 右	字時長、字行延、字不動寺、字宮大、字園圃、字山中、字田代、字彌峯寺、 字滝之坊、字駒渡、字泉、字立塵、字四方山、字九里川尻、字清真、字秋吉、 字白丸、字内浦長尾、字新保、字河ヶ谷
小木駐在所 (同能登町字小木 一五字二五番地四)	同 右	字小木、字小木一丁目、字小木二丁目、字小木三丁目、字市之瀬、字越坂、 字明野

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

石 川 県 公 安 委 員 会

石川県公安委員会規則第三号

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

石川県道路交通法施行細則（昭和三十五年石川県公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第十条の表県道松任宇ノ気線の項区間の欄を次のように改める。

金沢市金石本町口三番一から金沢市湊三丁目六十番まで 白山市宮永町二千九十六の一から金沢市寺中町イ一番五地まで
---

第十条の表県道近阿諾江線の項の次に次のように加える。

県道倉部金沢線	白山市相川町二千二百七十一の一から白山市宮永町二千九十六の一まで
---------	----------------------------------

第十条の表金沢市道一級幹線百二十三号問屋・松寺線の項区間の欄を次のように改める。

金沢市問屋町一丁目三十三番から金沢市問屋町二丁目八十五番まで
--------------------------------

第十条の表金沢市道一級幹線四十三号古府・玉銚町線の項の次に次のように加える。

金沢市道安原十三号緑工業団地二十号	金沢市福増町北千五十五番地から金沢市福増町北八百五十一番地まで
金沢市道安原十三号緑工業団地一号	金沢市福増町北八百五十一番地から金沢市福増町北八百三十六番地まで
金沢市道弓取九号問屋二丁目十三号	金沢市問屋町二丁目九十七番地から金沢市問屋町二丁目八十五番地まで

第十条の表野々市市道一級幹線定田御経塚線の項の次に次のように加える。

野々市市道一級幹線堀内上林線	野々市市堀内四丁目八十七番地から野々市市下林三丁目百二十二番一まで
----------------	-----------------------------------

第十二条に次の二号を加える。

- 十一 携帯電話用装置等を手で保持して通話し、若しくは操作し、又は画像表示用装置の画像を注視しながら自転車を運転しないこと。
- 十二 カーラジオ等を聴き、又はイヤホン、ヘッドホン等を使用して音楽等を聴き、安全な運転に必要な音又は声が聞こえないような状態で車両等を運転しないこと。

第二十九条第一項の表一の項中「鶴米警察署長」を「白山警察署長」に改め、「水氷警察署長」及び「能登警

警察署長」を削る。

第二十九条第二項及び第三十一条の三第二項中「免許用写真」を「申請用写真」に改める。

第三十一条の四を次のように改める。

(運転経歴証明書)

第三十一条の四 法第四百四条の四第五項の規定による運転経歴証明書の交付の申請は、別記様式第十四の三の運転経歴証明書(交付・再交付)申請書により運転免許課長又は住所地を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。ただし、金沢市、かほく市、河北郡に住所を有する者は運転免許課長を経由して行わなければならない。

2 前項の規定による運転経歴証明書(交付・再交付)申請書には、申請用写真を添付することを要しない。

3 施行規則第三十条の十二の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出は、別記様式第十四の四の運転経歴証明書記載事項変更届により運転免許課長又は警察署長を経由して行わなければならない。

4 施行規則第三十条の十三の規定による運転経歴証明書の再交付の申請は、別記様式第十四の三の運転経歴証明書(交付・再交付)申請書により運転免許課長又は住所地を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。ただし、金沢市、かほく市、河北郡に住所を有する者は運転免許課長を経由して行わなければならない。

5 施行規則第三十条の十四の規定による運転経歴証明書の返納の届出は、別記様式第十四の五の運転経歴証明書返納届書に運転経歴証明書を添付し、運転免許課長又は警察署長を経由して返納しなければならない。

別記様式第十四の三を次のように改める。

別記様式第14の3 (第31条の4関係)

運転経歴証明書(交付・再交付)申請書

石川県公安委員会 殿

(手数料貼付欄)

年 月 日

住 所	
ふりがな	
氏 名	
生年月日	年 月 日
申請取消年月日・番号	年 月 日 号
旧運転免許証番号	第 号

太枠のみ記載すること。

別記様式第十四の三の次に次の二様式を加える。

別記様式第14の4 (第31条の4 関係)

(運転経歴証明書の写し)

運転経歴証明書記載事項変更届

石川県公安委員会 殿

年 月 日

届出者氏名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

ふりがな	姓	名
氏 名		
住 所		

申請者は変更部分のみ記載して下さい。

受付場所

担当者

資料 区分	住 所	氏 名	住 所 氏 名
	A 1 5 1	5 2	A 3 5 3

別記様式第14の5 (第31条の4 関係)

運転経歴証明書返納届書

年 月 日

石川県公安委員会 殿

届 出 者	住所			
	氏名			
	続柄	電話番号		

下記の理由により運転経歴証明書を返納します。

記

返 納 運 転 経 歴 証 明	証明書の番号			
	氏 名	生年月日	年 月 日	

返 納 理 由

1. 新たに免許を取得したため
2. 再交付後に発見したため
3. 死亡のため
4. 身分証明として必要なくなったため
5. その他

取 扱 者	所属	氏名
-------	----	----

石川県警視庁 警務課 警務課長 宛  
別記様式第15 (第34条関係)

運転免許証返納届書

年 月 日

石川県公安委員会 殿

届出者	住所			
	氏名			
	続柄		電話番号	

下記の理由により免許証を返納します。

記

返納免許	免許証番号		有効期限	年の誕生日の1か月後
	氏名		生年月日	年 月 日
返納理由 1. 期限切れ 2. 破損再交付を受けたため 3. 死亡のため 4. 取消しのため 5. 再交付後に亡失した免許証を発見・回復したため 6. その他				
取扱者	所属	氏名		

蓋 印

石川県警視庁 警務課 警務課長 宛

